第14回府中市市民活動推進協議会 会議録

(要旨)

- ■開催日時 平成24年12月6日(木)午後2時から4時
- ■開催場所 府中駅北第2庁舎5階会議室
- ■出 席 者 朝岡会長、山崎副会長、佐藤委員、金子委員、西埜委員、 久保田委員、竹内委員、横野委員、津田委員、堺委員

欠 席 者 日笠委員、長島委員、中嶋委員

傍聴者 3名

オブザーバー 松木府中NPO・ボランティア活動センター事務局長

事務局 中川市民生活部次長兼市民活動支援課長、 岩田市民活動支援課長補佐、竹内支援係長、内藤事務職員、 鷹野事務職員

コンサルタント 株式会社 I N A 新建築研究所 楠部氏、牧氏

■議事 開会

会長挨拶

議決事項

- 1 府中NPO・ボランティア活動センターにおける支援機能について
- 2 施設の管理運営等について
- 3 図面の検討について
- 4 今後の進め方について
- 5 その他
- ■資料 1 府中NPO・ボランティア活動センターにおける支援機能について
 - 2 施設の管理運営等について
 - 3 全体コンセプト、5・6階平面図、補足資料
 - 4 平成24年度府中市市民活動推進協議会行程表(案)

議決事項

3 図面の検討について

本件については、議題の順序を変更し、先に協議することとした。 まず、コンサルタントより資料に基づき説明がなされた後、各委員から次のような発言があった。

- (会 長) 当協議会の委員の任期は平成25年1月までであるが、平成26年度以降に別途協議会等が設置され、より具体的な調度や使い方が議論されるものと認識している。現段階で具体的な部分まで決めてしまうと、今後の議論を束縛しかねないことから、今回は、資料の確認項目の中から現段階で最低限決めなければならないハードに関連する部分についてのみ協議することとしたい。まず、全体コンセプトについて、修正すべき点があればご意見いただきたい。
- (委員) 全体コンセプトの1「市民活動サポートセンター:交流の広場」 の中で「活動団体間および活動団体と企業・学校・行政とのコー ディネート」という文言があるが、ここでの「活動団体」に自治 会は含まれているか。

(事務局) 含まれている。

- (委員) 第5次総合計画では、「団体」に自治会が含まれている場合と含まれていない場合があったため、第6次の総合計画審議会では、全てに自治会が含まれるような方向性で議論を進めている。ただ、今回の場合、自治会も含まれている団体の表現として、「活動団体」という文言は適していないと思われる。
- (会 長) 自治会と記載してしまうと他の団体について言及できないため、「活動団体・地域団体」としてはどうか。さらに、活動団体に自治会が含まれている印象を与えるとともに、活動団体にはNPO団体以外も含まれていることを強調するため、「活動団体間および活動団体と企業・学校・行政とのコーディネート」という文言を「活動団体・地域団体間および活動団体・地域団体と企業・学校・行政とのコーディネート」という文言に変更してはどうか。

(各委員賛同)

- (委員) 当施設を市民活動の啓発の場とする意味も含め、前文の「市民 が主体となって活動する場」という文言を「市民が主体となって 活動し、啓発する場」という文言に変更してはどうか。
- (会 長) 「啓発」という言葉を行政が使用すると上から目線のような印象を与えてしまうため、「学び合う場」という趣旨の文言の方がよいと考える。なお、具体的な文言はコンサルタントに任せることとし、そのほか、語呂が悪い部分も含めて文言の修正をお願いしたい。

次に、確認項目の協議に移らせていただくが、その前に一点確認させていただきたい。追加資料の会議室の座席レイアウト図では、ロの字形式とスクール形式で収容可能人数が異なる旨の記載があるが、会議室の使い方に幅を持たせるため、例えば会議室(1)は「54~81席」というように、机の配置を表記せず、ロの字形式からスクール形式まで幅を持たせた形で席数を記載してはどうか。今後、具体的な調度や使い方を検討する際の議論を束縛しないためにも、以上のような席数のみを記載する形とさせていただきたい。

(各委員賛同)

- (会 長) それでは、まず「青少年スペースの使用方法について」であるが、使用方法そのものではなく、まずは可動間仕切りを設置するかどうかという点について議論したい。なお、前回の議論を踏まえ、今回の図面では可動間仕切りを設置していない。
- (委員) 完全に開放してしまうと誰でも利用できてしまうので、可動間 仕切りを設置した方がよい。既存の施設には中高生の居場所が少なく、明確な居場所をつくることで中高生の健全育成にもつながるほか、中高生にこのような居場所ができたことをアピールするためにも、ガラス張りの間仕切りを設置すべきであると考える。また、青少年が自分の悩み事等をキャリアコンサルタントに相談できるようなコーナーとして、小さな部屋や間仕切りで仕切られたスペースもあるとよい。

- (委員) 青少年スペースを確保する意味では可動間仕切りの設置に賛成するが、6階が壁や間仕切りばかりになると使い勝手が悪くなってしまうため、開放部も確保する必要があると考える。例えば、現在の会議室のいずれかを青少年スペースとするのはどうか。
- (委員) 浦和コミュニティセンターを視察した際、会議室の数は当施設よりも多かったが、稼働率は90%を超えていたと認識している。 当施設でも、多種多様な利用目的が予想されるため、現在の数でも多過ぎることはないと思われる。
- (委員) ルミエール府中のテーブルとイスのみが置いてある2階のスペースに中高生がよく集まっているが、これはオープンスペースであることが要因であると思われる。そのため、部屋のような奥まったスペースよりも、オープンスペースの方がよいと考える。ただ、完全に開放するのではなく、全てを囲わないような間仕切りであれば設置した方がよいと考える。
- (委員) その意見に賛成する。問題は間仕切りの仕方であると考える。
- (会 長) NPO・ボランティア活動センターを運営している経験を踏ま え、事務局長よりご意見をいただきたい。
- (府中NPO・ボランティア活動センター事務局長)

青少年がセンターに来館することは少ないが、センターに隣接するコミュニティスペースでは、飲食物の持込みが可能になったこともあり、食事等をする高校生の利用が見受けられる。やはり、中高生が集う場とするためには、使う理由や動機付けが必要であると考える。

(会 長) 管理上の問題を考慮すると、青少年スペースの配置場所は大変難しい。施設管理者は主に5階の市民活動サポートセンターの事務所にいるため、5階には目が行き届くが、6階まで対応するのは難しい。よって、奥まった場所に青少年スペースを配置すると、何か問題が起こった時に管理者が素早く対応できない。また、経験上、若者は人の目が届く範囲では問題なくても、人の目の届かない所では悪いことをしたがる習性があるため、人の目が届く状

態にしておいた方がよい。そのほか、先ほど出た意見のとおり、 会議室の需要は大変多く、数は減らすべきではないことから、会 議室を青少年スペースに転用するのではなく、6階で最も目立つ 現在の位置にオープンスペースとして配置するのがよいと考える。 ただし、青少年スペースであることを印象付けるためにも、中の スペースが見える仕様の可動間仕切りを設置する。また、今後、 青少年が自分たちで青少年スペースを管理・運営することも想定 し、管理・運営するためのスペースも明確にしておく必要がある。 反対意見等がなければ、以上のとおり可動間仕切りを設置することとして決定してよいか。

なお、「情報・雑誌コーナーの設置について」は、当協議会では なく今後設置される協議会で議論することとしたい。

(各委員賛同)

- (会 長) 次に、「個人有料利用コーナーの規模および個室化について」であるが、個室化については調度で対応することも可能なため、個人有料利用コーナーの規模や配置等の基本的な考え方についてご意見を伺いたい。
- (委員) 各自がパソコンを持ち込んで作業するスペースになると認識しているが、各スペースを完全に仕切るべきではないと考える。各スペース間の間仕切りはどの程度のものか。
- (会 長) 内部の調度については今後も変更可能なため、規模と配置について問題なければ現状のままとさせていただきたい。

次に、「地域支援事務室の使用方法について」であるが、今回は 前回の奥まった場所からオープンな場所へ地域支援事務室の配置 を変更している。使用方法について、現段階で決めなければなら ないことはあるか。

(事務局) 前回の議論の中でラック貸しを原則とするとの意見があったが、 ラックの貸し出しを行うにあたり、人を常駐させるのか、また、 常駐させる必要があるのかを確認したい。 (会 長) 微妙な問題であるが、現段階では最低限動かせなくなるハード に関わる部分だけを当協議会で決定し、管理の面については今後 の協議会で決定すればよいと考える。

地域支援事務室は自治会や町内会など地域に関わる団体が利用する部屋であると認識している。この部屋をそれら全ての団体に割り振ってしまうと際限なく細分化されてしまうため、基本的には1つの部屋を共同で利用することとし、テーブル等の配置については細かく言及しないこととしたい。ただ、荷物や情報データを保管する場所が必要であるため、ラックを各団体に割り振り、使用料はラックの大きさで決定してはどうかと考える。しかしながら、部屋の使い勝手に関わるため、利用する団体と調整しながら、最終的な使い方や調度を決定すべきである。

問題がなければ、地域支援事務室の配置は現在の場所に決定するがよいか。

(各委員賛同)

- (会 長) 次に、「会議室の室数と座席数及び仕様について」であるが、座 席数は先ほどの議論で決定したとおり幅を持たせた表記としたい。 会議室の仕様については、コンサルタントより特徴のある会議室 を6つ提案していただいており、このような会議室が必要かどう か、また別の特徴のある会議室が必要であるかご意見いただきた い。まず、どのような会議室が必要であるかという方向から議論 させていただきたい。
- (委員) 第3分科会でも出た意見であるが、格式高い議論にも対応できるよう、マイクが備え付けられた円卓のある格調高い会議室があってもよいと思うがどうか。50名程度の会合や総会等であると発言者の言葉が聞き取れないこともあるため、これだけの施設をつくるのであれば、1室程度は必要であると考える。
- (会 長) 資料の②「特別会議室」に当たるかと思う。規模は50名程度 という意見があったが、経験上、50名の円卓を使用すると向か い側の人の顔が見えないほどの距離になってしまうため、実質的 に機能しないのではないかと考える。また、コンサルタントが会 議室を設計する際には、基本的に20名程度の小規模な会議を想

定していたと認識している。規模の点は置いておくにしても、「特別会議室」は必要であるということでよろしいか。

- (委員) 会議室(4)程度の規模でよいと思うがどうか。
- (委員) 賛成である。
- (会 長) 規模の問題はあるが、「特別会議室」は必要であるという方向で 進めたい。

次に①「防音仕様」については、会議室(6)をレクリエーションや子連れでの利用を想定した防音仕様の会議室としており、より大きな音を出すような使い方をする場合は5階のスタジオや地下の音楽練習室を利用していただくこととしている。そのため、1室で足りるかどうかが問題となってくるが、防音仕様にするということはレクリエーション利用など利用方法に自由度を持たせた会議室にすることであると思う。

- (委員) 文化センターではカラオケで部屋を利用していることもあり、 隣室でカラオケをされると会議が成り立たないことがある。 当施 設でもカラオケを認めるのかどうか決めておくべきであり、また 認める場合でも運用面や防音について検討すべきである。 会議室 でのカラオケ利用を不許可とする方法もあるが、 苦情にもつなが りかねないため、 1室ぐらいはカラオケ利用の可能な防音仕様の 部屋を設置してもよいと考える。
- (会 長) 基本的なコンセプトを確認させていただくが、当施設の会議室等は日常的・定期的な活動の場ではなく、年に数回開催する交流の場や発表の場であると認識している。カラオケについても、カラオケ大会を開催する際はホールを利用していただき、練習が必要であればスタジオを利用していただければよい。そのため、会議室でのカラオケ利用は想定しなくてもよいと考える。

そのほか、確認すべき点としては、現在の設計では6階会議室の通路側の壁は中が見えるガラス製となっているが、外に見せたくない会議等にどう対応するかという点である。以前出た意見として、会議室(7)・(8)は中が見えない仕様にするのがよいという提案があったと思うがどうか。

- (委員) 賛成である。会議室(7)・(8)のどちらか1つぐらいは中が見えない仕様にしてもよいと考える。
- (委員) ブラインド等で対応できるのではないか。
- (委員) ブラインド等で対応可能であれば問題ないと思う。 また、会議室(1)は講演会や会議を行う際はマイクを使う必要性があるため、できれば防音にした方がよいと考える。
- (会長) 各会議室の防音性能はどうなっているか。

(INA新建築研究所)

図面の中で、防音仕様と記載している会議室(6)以外についても、会議室(1)、(5)、(7)、(8)は一般会議用マイク使用可と記載しているとおり、ガラス製の壁を設置しているがある程度の遮音性を確保した設計となっている。なお、会議室(6)の防音は、壁を厚いものにしており、他の会議室より防音性能が高い仕様となっている。

(会 長) ただ今の説明にあったとおり、基本的にほとんどの会議室がマイク程度の音であれば外に音が漏れない設計となっている。会議室(2)、(3)については、一体で利用する場合は防音であるが、個別に利用する場合は間の間仕切りが薄いため、マイクの使用ができないという制限がある。ただ、会議室(6)はかなり防音性能が高い仕様となっており、ある程度自由な活動ができる空間となっているため、防音の問題はほぼ解決できていると考える。

次に③「上足利用」について、会議室は基本的に土足での利用 を想定しているが、室内履き専用の会議室をつくるかどうかとい う問題がある。

- (委員) 室内履き専用とすると、利用目的が限定されてしまう。
- (会 長) 子どもを利用者として想定する場合、室内履きに対応する必要があるのではないかと考える。和室でも対応可能であるが、その他では子どもの利用を想定した防音仕様の会議室(6)がある。今までどのような使用例があるか、コンサルタントより説明していただきたい。

(INA新建築研究所)

私が設計を担当した施設の中で、杉並区の高井戸市民センターでは、ガラス張りで室内履き専用の部屋があり、子連れでの利用やヨガなど軽運動での利用が多いと聞いている。他の自治体の施設ではこういった例はほとんどなく、当該センター独自のものであると認識している。

(会 長) NPO・ボランティア活動センターでは室内履きでの利用に対してどのように対応しているか。

(府中NPO・ボランティア活動センター事務局長) 室内履きでの利用の例としては、子連れでの利用が多いが、そ

(会長) 室内履き専用の部屋は必要と思われるか。

のような場合は置き畳を敷いている。

(府中NPO・ボランティア活動センター事務局長) 現在の登録団体の中では、そういった利用をする団体はそれほど多くはない。

(会長) 他の部屋の転用で何とかなるか。

(府中NPO・ボランティア活動センター事務局長)

現在の登録団体であれば問題ないと思うが、現在の登録団体以外も当施設を利用することを考慮すると疑問である。

- (委員) 子どもたちが靴を脱いで遊ぶような利用を想定する場合にはカーペットを敷くのがよいが、資料の⑤「レクリエーション利用」にあるように、ダンスなどを想定した場合は壁面はガラス張りで床は板張りがよいというように、様々な活動での利用が想定される中で全ての活動に対応するのは難しいのではないかと考える。ただ、ヨガの場合は板張りの床でもヨガマットを使用するなど、対応が可能な例もある。
- (会 長) 多様な活動をどうまとめるかであるが、それらの活動ができる のは防音仕様とした会議室(6)かと思う。⑤「レクリエーション利

用」にあるダンスなども考慮した場合、床は板張りがよいのではないかと考える。別途カーペット等を敷くことで、室内履きでの利用にも対応できる。そのほか、鏡を設置することも含め、③「上足利用」と⑤「レクリエーション利用」については、会議室(6)を以上のような利用を想定した部屋として設計するということでまとめさせていただきたい。

なお、カーペット等を貸し出すことは可能か。

- (府中NPO・ボランティア活動センター事務局長) カーペットが床の上を滑らない仕様にすれば問題ない。
- (会 長) それではそのような形で決定させていいただきたい。 ④「展示室利用」について、前回までの議論では、5階のオープンスペースを展示スペースとして活用し、6階の会議室には展示のための機能は設けないとの流れになっていると認識している。ただし、青少年スペースの可動間仕切りの使い方によっては、展示利用も可能かと考える。
- (委員) 展示場は大きければ大きいほど利用価値が上がるため、6階についても展示を含めた多目的な利用を想定した方がよいのではないか。
- (会 長) 絵画展や写真展など様々な展示があるが、大規模な展示となるとルミエール府中など既存の施設での対応が可能である。これらの施設がある中で、さらに当施設にも展示機能を持たせる理由として、具体的にどのような展示が想定されるか。
- (委員) 新しい技術や自動車などの展示の際は、大きな会場の方がよい と認識している。
- (会 長) メッセや見本市などの大規模な展示を開催するためには、各ブースを置くスペースや、水やガスが使用できる設備など本格的な会場が必要である。また、何もない大きな空間だけを用意し、主催者に貸し出す方法が一般的である。当施設で、そのような使い方をするべきかどうか確認したい。

- (委員) それらの展示に小ホールは適していると考える。また、水やガスなどが使用できれば、展示だけでなくイベント開催時にも活用できるのではないか。
- (委員) 当施設は市民が主体となって活動し、活動を発信する場である。 現在、多くの市民活動団体が人集めに苦労しており、このような 人が集まる施設で活動を発信できることは大きなメリットである と思う。企業等の大規模な展示を想定する必要はないと考える。
- (委員) そのような想定だと、当施設に集まる人が限られてしまう。新 しい技術の展示や学術会議など一般の層が興味を持つような催し が開催されなければ、施設の利用価値が下がってしまうのではな いか。
- (会 長) 現段階で、小ホールを水やガスを使用するような展示会で使用 することは想定されていない。このような形態のホールでそのよ うな展示を行う事例はあるか。

(INA新建築研究所)

現在提案しているホールは多目的ホールであり、大規模な展示を行うためのホールは多機能ホールである。多機能ホールは展示用の照明、空調、吊り物を吊るす設備を設置するため、天井を貼らない仕様となり音響が悪くなる。つまり、展示用ホールは音楽用ホールと対極に位置している。ワークショップでの意見や市内団体の実情を踏まえると、音楽目的での利用の要望が多かったことから、音楽用ホールとしても利用可能な音響を重視した多目的ホールとして設計している。

(委員) 現在の多目的ホールは座席を収納でき、フラットな利用が可能であると認識している。そのため、綺麗な内装や良質な音響設備があれば立食会等も開催できると思っているが、東京ビッグサイト等で開催されるような大規模な展示は、多くの企業が出展できるような広さがあるからこそ意味があるのだと思う。そういった意味では、当施設の小ホールは大規模な展示に適していないのではないかと考える。

- (委員) 先ほど出た意見のように、現在の市民活動を支援するうえで何が足りないのか、何があればよいのかという視点で議論すればよいと思う。新しい技術を市民に知ってもらうことも重要であるが、市民活動を行っている方の活動を広げるため、それらの活動を多くの人に知ってもらうことに重点を置くべきである。以上のような当初の目的を踏まえ、施設の機能を検討すべきであると考える。
- (委員) 多機能ホールではなく多目的ホールの方がよいと考える。もし大規模な展示を行う場合、開催期間のほかに事前準備・片付けの期間も必要となり、かなり長い期間が一つの展示で使われてしまう。そうなると、市民が小ホールをなかなか利用できないという問題が生じる。また、設備にも大きな費用がかかり、音響まで損なわれてしまうのは問題であると考える。
- (委員) 多目的ホールと多機能ホールでどのくらい設備費用は異なるのか。

(INA新建築研究所)

費用というよりも、天井の有無で設えが全く変わってしまう。 多機能ホールとするのであれば、高い天井が必要なほか、各展示 ブースを照らす照明などを設置するためのバトンを吊ったり、全 ての展示ブースへの配線が可能な配線ダクトを設けるなど、大規 模な専用設備を設けなければ本来の用途を満たすことはできない。 小規模な展示であれば、今回の小ホールのような低い天井でもス ポットライトの照明を変えることで、比較的安価で現状から大き な設えの変更もせずに転用できる。逆に天井の高いホールで小規 模な展示を行おうとすると無理が生じてしまう。

- (委員) 第2分科会では、固定席の音楽ホールでは稼動率が上がらない 可能性があるため、可動席にすることで企業等の利用も見込め、 施設の収益につながるのではないかということで可動席となった。 また、展示については、ホールではなくホワイエを活用して絵画 等の展示を行うという結論となったものと認識している。
- (会 長) 結論として、東京ビッグサイトのような機能を当施設の小ホールに持たせることは不可能であると思われる。規模的な問題があ

るほか、天井を貼らないことで今まで想定していたコンサート等の利用ができなくなってしまう。そこまでして、展示機能を持たせる必要性はあまりないため、展示については、ルミエール府中など既存施設も活用しながら対応した方がよいと思うがどうか。

- (委員) 市外からも人を呼ぶような機能がなければ、全体コンセプトに ある「広場」の意味を満たせないのではないか。
- (会 長) そのような視点も重要ではあるが、音響を犠牲にするのは大き な問題であるため、小ホールは現在の設計のままとさせていただ きたい。

次に、⑥「水場設置室」について、料理室以外の会議室には水 回りの機能が設定されていないがよろしいか。なお、コーヒーや お茶は5階のカフェラウンジで注文してもらえばよいと考える。

- (委員) 料理室以外には、基本的には不要であると思う。
- (委員) 和室には必要なのではないか。

(INA新建築研究所)

和室の水回りは茶道での利用などが考えられるが、茶道は流派によって炉の切り方など様々な設えや道具の違いがあるため、今回の和室は茶道での利用は想定していない。ただし、和室ではお茶を飲むことが多いため、和室の向かいに共用の給湯室を設置している。

- (委員) 茶道のための水場も必要ではないか。
- (委員) 今までの議論では、市内の既存施設に茶道もできる和室がある ため、当施設では茶道での利用は想定しないこととなったものと 認識している。
- (委員) 簡単なものでも水場はあった方がよいと思われる。
- (委員) 床を底上げすれば給排水管は配管可能である。

(委員) 和室に水屋をつくるとどのような設計変更が生じるか。

(INA新建築研究所)

水屋のスペース分だけ従来の和室としてのスペースは狭くなる ため、茶道以外の活動で利用できるスペースが制限されてくる。

(会 長) NPO・ボランティア活動センターでは茶道の団体の活動にど のように対応しているか。

(府中NPO・ボランティア活動センター事務局長)

センターにはそのような設備がないこともあり、茶道の団体は 登録していない。

(会長) 市内に茶道ができる施設としてはどこがあるか。

(事務局) 郷土の森博物館に本格的な茶室がある。茶道をしている方としては、基本的に郷土の森博物館の茶室ぐらい本格的な設備が必要であり、炉が切ってあるだけの和室では茶道の練習にも使えないと聞いている。他市の施設にも確認したところ、本格的な設備がなければなかなか茶道目的では使われないとのことであった。

(委員) 当施設で対応することは不可能ということか。

(事務局) 和室を茶道専用の茶室とすれば可能性はある。

(会 長) そうであれば、茶道での利用は諦めた方がよいかと思う。水回りについては共用の給湯室を利用することとし、和室自体には設置しないこととする。

以上で、現段階最低限決めなければいけない点は確認できたと 思うが、コンサルタントの方で他に確認したい点はあるか。

(INA新建築研究所)

確認すべき点は概ね確認できた。

(会 長) それでは図面の議論は以上で終了させていただき、次回以降、 今回の議論を踏まえた最終案を確認する機会を設けたい。

- 1 府中NPO・ボランティア活動センターにおける支援機能について 本件については、事務局より資料に基づき説明がなされた後、各委員より次 のような発言があった。
- (会 長) 以前の議論を踏まえ、資料の修正がなされているが、資料のと おりで問題ないか確認させていただきたい。
- (委員) 3の(1)「コミュニティビジネス支援機能の強化」について、高齢者やシニア世代のことも言及した方がよいと思うがどうか。
- (会 長) 項目3は以前の議論を踏まえて新たに追加した部分である。3 の(1)を加筆するとしたらどのような記載がよいか。
- (委員) 「コミュニティビジネス支援(シニア世代の支援)機能の強化」 としてはどうか。
- (会 長) その表現にした場合、シニア世代限定の支援と捉えられるおそれがある。
- (委員) 若い世代にもコミュニティビジネスを始めたい人はいると思う ので、シニア世代に限定せず、現状の記載のままでよいのではな いか。
- (会 長) 現段階で決めなければならないことはハードに係る部分であり、 当施設の管理・運営については別の協議会で検討することになる と思われるので、その際に、シニア世代の支援についても議論す ることは可能である。また、現段階でシニア世代の支援を盛り込 むかどうかについて議論をすると、若者の支援や女性の起業など も盛り込むのかという問題も生じ、記載の仕方も非常に難しくな ってしまう。そのため、現段階では3の(1)は現状の記載のままと し、改めて議論が必要になった際、先ほどの意見を踏まえて議論 させていただきたい。

他に意見等はあるか。

(委員) 2の(6)「活動拠点・機材提供機能」の中に「民間施設の空きスペース」との記載があるが、一般住宅の空き家も含まれるのか。

- (事務局) 「民間施設の空きスペース」については、最近、企業から、使用していない会議室等のスペースをNPO団体に貸し出したいという相談がNPO・ボランティア活動センターに複数寄せられているため、そのような情報を一元化して団体に提供していくという趣旨で記載している。
- (委員) 「空き家」という文言も加えた方がよいと考える。ある特別区では空き家の活用を進めているが、府中市でも活用されていない空き家が100件以上あると認識しており、NPO団体がそれらの民間の空き家をうまく活用できればよいと考える。また、空き家を放置しておくと防災・防犯などの様々な問題が生じる可能性もある。
- (事務局) 市でも空き家問題について取り組んでいるところではあるが、 所有権の問題が大きな課題としてある。本市でも空き家を放置させないような制度ができれば、活用も可能になると思われるが、 現段階ではセンターで空き家の活用を進めることは困難であると 思われる。そのため、「空き家」も含んだ表現として「民間施設の 空きスペース」という大きな括りで表現するのはどうか。
- (委員) 企業の社宅についても、使用されていないスペースを貸し出したいとの要望を持つ企業はあるかと思われる。市がそういった空きスペースの調査を行い、貸し出しを行いたい企業と借りたい人との間を取り持つべきである。また、学校の空き教室も事務所等として活用できるのではないかと考える。そのあたりを含めた表現にしてはどうか。
- (会 長) 「施設」という言葉が限定的な印象を与えてしまうので、「民間 の空きスペース」という記載がよいと考える。実際には、センタ ーを中心にどのように事業に反映していくか決めていくため、こ のようなあまり束縛しない表現としておきたい。

2の(6)の「自治会保有施設の活用等」という記載は問題ないか。

(委員) 自治会連合会もNPO団体と協力していく方向に動き出しており、公会堂等も活用していきたいと考えているため、問題ないと認識している。

(会長) それでは、その他の部分は資料のとおり決定することとしてよいか。

(各委員賛同)

- 2 施設の管理運営等について 本件については、次回の協議会で協議することとした。
- 4 今後の進め方について 本件については、事務局より、1月29日に協議会を追加で開催したい旨 の説明がなされ、各委員に了承された。
- 5 その他特になし

次回の会議日程

日時:12月17日(月)午前10時~ 会場:府中市役所北庁舎3階第3会議室

第14回府中市市民活動推進協議会

日 時 平成24年12月6日(木) 午後2時~ 場 所 府中駅北第2庁舎5階会議室

会議次第

- 1 開会
- 2 会長挨拶

議決事項

- 1 府中NPO・ボランティア活動センターにおける支援機能について
- 2 施設の管理運営等について
- 3 図面の検討について
- 4 今後の進め方について
- 5 その他

府中NPO・ボランティア活動センターにおける支援機能について (24.12.6)

- 1 府中市におけるNPO・ボランティア活動の支援施策について (第5次府中市総合計画後期基本計画【平成20年度~25年度】より)
 - (1) 施策の目的

<市民主体のまちづくりの実現>

- ① 市民のNPO・ボランティア活動に対する理解と参加の促進
- ② NPO・ボランティア団体、企業や学校における社会貢献活動がより 活発に行われるような環境の整備及びコーディネート
- ③ 各団体のネットワークの構築
- (2) 施策の現況と課題
 - 【現況】① NPO・ボランティア団体数は年々増加している。
 - ② 市民活動に参加する市民は増えている。
 - 【課題】① さらに多くの市民の理解と参加を促進できるよう、情報提供 や支援を充実していく必要がある。
 - ② 活動拠点を求めているNPO・ボランティア団体が多くある ことから、活動場所の提供について検討する必要がある。
 - ③ 団体が自主財源を確保するための検討をする必要がある。
 - ④ 地域課題の解決に主体的にかかわる団体の育成を図る必要がある。
- (3) 施策の方向性

【施策展開】

NPO・ボランティア団体の活動の周知や活動拠点のあっ旋、補助事業など、団体が自立していくための支援を行い、市民が市民活動に参加しやすくなるよう、情報提供を含めたコーディネート機能の充実を図る。

【主な取組内容】

- ① ボランティア活動にかかわるコーディネートの充実
- ② 市民主体による府中NPO・ボランティア活動センターの運営
- ③ 府中NPO・ボランティア活動センター以外の活動拠点の整備
- 2 府中NPO・ボランティア活動センターにおける支援機能の現状と課題に ついて
 - (1) 相談窓口機能

主な業務:センター利用登録受付、団体運営相談、情報提供など

課題:① 市民に対する「市民活動」の周知・啓発の強化、団体以 外の市民によるセンターの利用・来館の増加

→ ・各地域における市民向け周知イベント等の開催

- ② 団体数の増加に対応するための効率的な体制づくり
- ⇒ ・アウトソーシング(外部資源の活用)の推進
 - ・センター運営ボランティア制度の実施
- (2) コンサルティング・課題解決機能

主な業務: NPO法人設立ガイダンス・個別相談、経理・パソコン相談、 団体設立支援など

課題:① 税務・登記等の専門知識を要する相談への対応

- ⇒ ・各行政機関(税務署・法務局等)との連携
 - ・専門家(税理士等)とのネットワーク構築
 - ・団体向けの集合研修等の実施
- ② 団体主催事業の運営に関する個別相談への対応
- ⇒ ・事業運営マニュアル等の作成
- (3) 情報収集・提供機能

主な業務: NPO・ボランティア団体情報の収集・提供、広報誌の発行、 各種イベントにおけるPR、助成金情報の収集・提供など

課 題:① 情報提供媒体の確保(市広報の紙面減少等への対応)

- ⇒ ・既存情報媒体の利用促進(コミュニティサイト等)
 - ・新たな情報媒体の活用 (ブログ・メールマガジン等)
- ② 団体情報の更新頻度の向上
- ⇒ ・団体自身による団体情報更新の仕組みの構築
- ③ 登録団体の情報提供の充実
- ⇒ ・団体の活動内容等を多くの市民に周知するための新た な媒体の検討
- (4) 交流・ネットワーク機能

主な業務:団体間交流の機会の提供(つながりカフェ等)、学校・企業・ 市関係機関とのネットワーク構築、行政機関とのネットワー ク構築、市外の中間支援組織等とのネットワーク構築など

課 題:① 団体間交流の拡充

- ⇒ ・より多くの団体や市民が交流できる機会(シンポジウム開催後の交流会等)の提供
 - ・団体同士のマッチングの実施
- ② ネットワークの活用
- → ・団体と各機関とのマッチングの実施
 - ・構築したネットワークを活用した事業の実施

(5) 人材育成(学習)機能

主な業務:講座の開催、市民活動啓発イベント(NPO・ボランティア まつり等)の開催、各種イベントにおける市民活動の啓発活 動、NPOとの協働推進事業等を通じた団体育成など

課題:① コミュニティビジネスの推進施策の実施

- → ・コミュニティビジネス(創業・経営)啓発講座の開催 ・コミュニティビジネスの運営相談体制の確保
- ② 講座受講者のフォロー体制の確保
- → ・連続講座やフォローアップ講座の開催
 - ・講座終了後の受講者に対する活動支援
- ③ 団体育成機能の拡充
- ⇒ ・団体が団体を支援する仕組みの構築
- (6) 活動拠点·機材提供機能

主な業務:会議室・設備・備品等貸出など

課 題:団体数の増加に伴う活動拠点の拡充

- ⇒ ・民間施設の空きスペース等に関する情報の収集・提供
 - ・自治会保有施設の活用等に関する調整
- 3 府中NPO・ボランティア活動センターにおける支援機能の強化について
 - (1) コミュニティビジネス支援機能の強化
 - (2) NPO・ボランティア団体の活動支援及びNPO・ボランティア活動へ の市民参画促進のためのコーディネーターの養成
 - ③ NPO・ボランティア団体への市民の参画を促進する環境の整備
 - (4) NPO・ボランティア活動に対応する相談体制の一元化(新たな施設におけるセンターと市行政の両方の支援窓口の設置)

施設の管理運営等について

- 1 施設全体に関する確認事項
 - (1) 5・6階の管理運営業務の担い手として、市内のNPO法人など市民を 中心とした新たな受け皿づくりを進めていく。
 - (2) 今回の施設には既存施設にない特徴を持たせることとし、特定の方だけではなく多くの方に利用されるような施設にする。
- 2 施設の管理運営等に関する検討事項
 - (1) 施設の管理運営団体について(上記「施設全体に関する確認事項」より)
 - ・ 市民を中心とした管理運営の受け皿づくり
 - A 施設の管理運営については、市直営(一部事務の民間事業者等への 委託は可能)とすべきか、指定管理者制度を導入すべきか

(市の指針では、新規施設では指定管理者制度の導入を積極的に検討)

※ 指定管理者制度のメリット・デメリット

メリット 民間事業者のノウハウを活用できる 管理運営経費の削減が期待できる

デメリット 短期間で管理者が代わるとノウハウが蓄積されない 業務を協定書で規定するため、弾力的な運営が困難

- B 管理運営業務の担い手となる新たな受け皿とはどのような団体か 条件:市内のNPO法人など市民が中心となって構成される団体 中間支援組織としての機能を持つ団体 など
- (2) 施設の利用制度について (第3分科会協議結果報告書より)
 - 団体登録制度の実施の是非
 - ※ 団体登録制度のメリット・デメリット

メ リ ッ ト 団体情報の把握により団体紹介・マッチングが可能 各団体の施設の利用機会を均等化しやすい

デメリット 登録団体中心の施設運営となりやすい 団体情報の更新時に各団体の手間が発生する

- 利用機会の均等化の実施の是非 利用料金の減免制度の実施、利用回数制限の設定
- (3) 施設の管理運営方法について (第3分科会協議結果報告書より)
 - ・ 3つの機能(市民活動サポートセンター、小ホール及びホワイエ、コミュニティセンター)の一体的な管理運営の実施の是非

- (4) 施設の管理運営予算について (第1分科会協議結果報告書より)
 - 管理運営予算の確保

講座受講料の徴収

講座開催時に企業から社会貢献活動の一環として物資・人材の提供 を受ける

管理運営団体による自主事業の実施(以下参照)

自主事業の実施の是非

小ホールにおける自主事業(興業の主催)については、リスクや専門性の問題も考慮して実施を検討する必要がある。また、自主事業を実施するためには運営予算を増額する必要がある。

- (5) 施設の機能について (第1分科会協議結果報告書より)
 - ① 総合相談窓口機能
 - 窓口へ来ない人への働きかけ(ロビーワーク)
 - 来館者用受付と施設管理者事務室の一体化(施設管理者が兼務)
 - ② コンサルティング・課題解決機能
 - ・ マッチング機能の「見える化 (PR)」による相談件数の増加
 - 外部の人材の活用、業務の外部委託
 - ③ 情報収集・提供機能
 - ・ 団体情報は、紙媒体の閲覧スペースを設置するのではなく、ロビー にパソコンを設置して電子媒体で閲覧できるようにする。
 - ・ 団体情報のメンテナンスに団体自身がかかわっていく仕組みづくり
 - ④ 交流・ネットワーク機能
 - 運営協議会など利用団体が施設運営に携わる仕組みづくり
 - ・ 漠然と何かをやりたい人を対象としたワークショップ等の開催
 - 団体同士の交流の場の設定
 - ⑤ 人材育成(学習)機能
 - ・ 講座等の開催を通じた団体及び次世代の市民活動の担い手の育成
 - ・ 次世代の市民活動の担い手である青少年のたまり場としてロビーに 学習スペースを設置
 - 講座開催時の宣伝と技術協力を兼ねた民間事業者の協力の確保
 - ⑥ 活動拠点·機材提供機能
 - ・ 民間業者の活用による印刷機及びコピー機の利用料軽減
- (6) 「小ホール(仮称)及びホワイエ」の管理運営等について
 - ① 「小ホール(仮称)及びホワイエ」の機能について(活用方針より)
 - ・ 市民活動の発表を始めとした各種イベントのほか、プロジェクター、 スクリーン等を設置し、シアターとしても利用可能な施設とする。 (200~300席程度)

- ② 「小ホール(仮称)及びホワイエ」のあり方について(第2分科会協議結果報告書より)
 - ・ 市民が気楽に訪れることができる仕組みづくり 市民活動団体の発表、企業の展示会、入学式等 施設の自主事業、市・NPO団体主催のイベント ホワイエを活用した美術品の展示、写真展・絵画展等
- ③ 小ホールの利用目的について(第2分科会協議結果報告書より)
 - ・ 市民活動団体の利用目的(音楽、演劇、講演会など)と企業等の利用目的(講演会、展示会、見本市など)の双方を満たすため、「多目的ホール」とする。
- ④ 「小ホール(仮称)及びホワイエ」の管理運営方法について(第2分 科会協議結果報告書より)
 - ・ 市民団体を中心とした管理運営 市民団体がホールの管理運営にかかわっていく仕組みについて検 討する。例えば、市民が運営主体となるだけではなく、監査役や運 営協議会委員としてかかわることも想定される。

府中駅南口第一地区第一種市街地再開発事業に係る基本計画 府中市市民活動推進協議会確認項目

2012.12.06

○ 図面変更箇所

- ・5階ラウンジ~ホワイエ間のガラス壁を開き戸に変更(①座長要望)
- ・会議室(1)(2)間の可動間仕切を固定の乾式壁に変更(各座長要望)
- ・会議室(2)に可動間仕切を設置し、会議室(2)(3)に分割(各座長要望)
- ・地域支援事務室と会議室(4)を入れ替え(会長要望)

○ 追加資料

・(参考図)会議室の席レイアウト図(ロの字形式とスクール形式)

○ 確認項目

・青少年スペースの使用方法について

(可動間仕切の有無、情報・雑誌コーナーの設置について)

・個人有料利用コーナーの個室化について

(ニーズ、運営方針に応じ、家具によってフレキシブルに対応可能)

・地域支援事務室の使用方法について

(事務スペースや打合せスペースの設置、ロッカーの利用方法など)

・会議室の室数と座席数および仕様について

会議室仕様の例

- ①防音仕様・・・会議室タイプ/個室タイプ
- ②特別会議室・・家具調度品などのグレードの高い室
- ③上足利用・・・軽運動可能な室
- ④展示室利用・・可動間仕切りの設置
- ⑤レクリエーション利用・・壁面の一部を鏡張りとしダンス利用等が可能
- ⑥水場設置室・・簡易な創作活動(絵画など)

平成24年度 府中市市民活動推進協議会 行程表 (案)

12月 6日(木)午後 2時~ 府中駅北第2庁舎5階会議室 <議題>施設の管理運営等について、図面の検討について

12月17日(月)午前10時~ 府中市役所北庁舎3階第6会議室 <議題>報告書の検討について

1月18日(金)午前10時~ 府中市役所北庁舎3階第6会議室 <議題>報告書の検討について

1月29日(火)午後 2時~ 府中駅北第2庁舎5階会議室 <議題>報告書の確認について

2月上旬 市長に報告書を提出